

別記5

グリーンな飼養体系加速化事業

第1 事業内容

本事業は、畜産における温室効果ガスの削減に資する技術（以下「環境にやさしい飼養技術」という。）を取り入れた新たな飼養体系（以下「グリーンな飼養体系」という。）への転換に向けた産地の取組を支援する。

なお、本事業における用語の定義は、別添1のとおりとする。

1 検討会の開催

グリーンな飼養体系について、産地が目指す方針、新たに取り入れる環境にやさしい飼養技術及び次項から第5項までの取組に関して意見交換を行う検討会を開催するものとする。なお、必要に応じて、産地内の農業者向けの研修会や先進地での調査等を実施できるものとする。

2 グリーンな飼養体系の検証

グリーンな飼養体系に取り入れる環境にやさしい飼養技術に資する技術の効果や産地への適合性の検証、コストを含む導入効果の分析、効果的な技術の活用手法の検証及び専門家等を招いての技術研修等を行うものとする。

3 グリーンな飼養マニュアルの作成

別添1第3項に定めるグリーンな飼養マニュアルを本事業の目標年度までに作成するものとする。

4 産地戦略の策定

別添1第4項に定める産地戦略を本事業の目標年度に策定するものとする。

5 情報発信

グリーンな飼養マニュアル及び産地戦略を策定後、事業実施主体又は事業実施主体の属する都道府県、市町村若しくは農業協同組合等のウェブサイトにおいて速やかに公表するものとする。なお、公表に際しては、知的財産保護の観点から、必要に応じて一部の情報を非公表とすることができるものとする。

このほか、検討したグリーンな飼養体系の産地内への普及や横展開に向け、広く情報発信に努めるものとする。

第2 事業実施主体

1 事業実施主体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会
- (2) 都道府県
- (3) 市町村
- (4) 農業協同組合

2 前項各号のいずれの者が事業実施主体となる場合においても、産地の農業者の参加を必須とするとともに、前項第1号の場合は、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を構成員に、前項第3号の場合は、都道府県（普及組

織) 又は農業協同組合(営農指導事業担当)をそれぞれ参加者に加えるものとする。なお、都道府県(普及組織)を構成員又は参加者にしない場合であっても、同組織に対して、事業実施計画の進捗状況について情報共有及び必要な連携を図るものとする。

また、事業の実施に当たっては、検証内容等に応じて、農業者、実需者、飼料メーカー、畜産資材メーカー、乳業メーカー、農業協同組合(営農指導事業担当)、市町村、都道府県等が関与する体制とする。

3 第1項第1号に掲げるものが事業実施主体となる場合は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めることとする。

- (1) 目的
- (2) 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
- (3) 意思決定の方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

第3 交付対象経費及び交付率等

1 交付対象経費

交付対象経費は、第1各項に掲げる取組に必要な経費のうち別添3に定める経費とする。ただし、第1第2項の取組に係る経費のうち農業機械・施設の借上費及び資機材費は新たに取り入れる技術の検証に係る経費に限るものとする。

2 交付率等

(1) 交付率

本事業の交付率は定額とし、交付上限の範囲内で支援する。

(2) 交付金額の上限

交付金額の上限は以下のとおりとする。ただし、複数の畜種のグリーンな飼養体系を一体的に検証する場合は、畜種ごとに以下に定める上限を適用し、合計した金額とする。

第1第1項から第5項に係る交付金額の上限は、300万円とする。なお、畜種の特性等に

よって、グリーンな飼養体系の検証が複数年度にわたる場合にあってもこの上限を適用することとする。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務(資料の収集・整理、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う以外の経費
- (2) 抱点となる事務所の借上経費

- (3) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (5) 都道府県又は市町村職員の人事費
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 畜産業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：パソコン等）の導入に要する経費
- (8) 特定の個人又は法人のみの販売促進につながる活動に係る経費
- (9) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告に係る経費
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 契約の適正化

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第3項の規定によるほか、次のとおりとする。

- 1 第1第1項に掲げる取組に取り組むこと。
- 2 第1において検証する環境にやさしい飼養技術による環境負荷低減の効果が、試験研究機関等において認められていること。
- 3 配合飼料価格安定制度への継続加入

都道府県は、この事業の受益者となる農業者であって、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、前年度に引き続き契約を締結していることを確認するものとする。

ただし、農業者が、事業実施年度の前年度に契約を締結していない、又は、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由があることを都道府県が確認した場合は、この限りではない。

第5 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

第6 目標年度及び成果目標

1 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

ただし、都道府県知事が畜種の特性等を勘案して必要と認める場合は、目標年度を、事業実施期間の最終年度の翌年度に設定することができるものとする。

なお、事業実施主体が都道府県である場合において、上記のただし書に基づき目標年度を設定するときは、事業実施計画に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。

また、検証結果等を踏まえて目標年度を変更しようとする場合は、本要綱第20で定める実績報告又は第7の実施状況報告のいずれか早い方と併せて、変更する目標年度及びその設定の考え方を報告するものとする。

2 成果目標

本事業の成果目標は、グリーンな飼養マニュアルの作成及び産地戦略の策定とする。

第7 事業実施状況の報告

本要綱第30第1項の規定に基づく実施状況の報告について、都道府県以外の事業実施主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施計画に定められた取組を実施した結果について、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体が都道府県の場合も同様に報告書を作成し、本要綱第30第3項の規定に基づく別紙様式第19号の実施状況報告書と併せて地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

1 事業の実施状況については、事業の実施結果を記載すること。

2 目標年度の翌年度の事業実施状況報告においては、事業により作成した産地戦略及びグリーンな飼養マニュアルを添付すること。

なお、技術の検証を行った結果、当該技術を産地に導入することが困難であることが判明した場合は、産地戦略及びグリーンな飼養マニュアルに代え、当該技術の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、実施状況報告書に添付すること。

第8 事業成果のフォローアップ

1 事業実施主体は、産地戦略の期間中、次に掲げる事項を記載した報告書を毎年度作成し、当該年度の翌年度までに都道府県知事に報告するものとする。

- (1) 産地戦略に掲げた目標の達成状況
- (2) 産地戦略に掲げた取組の実施状況

- 2 都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から前項に定める産地戦略の進捗状況の報告があった場合は、自らが事業実施主体となる産地戦略の進捗状況を併せてとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 前2項の規定については、都道府県知事が次の各号のいずれかに該当すると認める場合において、産地戦略の開始年度の3年後以降の年度の報告をもって終了できるものとする。
 - (1) 産地戦略に掲げる目標等が達成された場合
 - (2) 社会情勢の変化等のやむを得ない事由により、環境にやさしい飼養技術の取組が困難となった場合

第9 その他

1 事業実施地区の範囲

- (1) 事業実施地区は、一定の範囲で共通の飼養体系に取り組む産地を最小単位とする。
- (2) 同一の事業実施主体が複数の畜種のグリーンな飼養体系を検討する場合は、畜種ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (3) 同一の事業実施主体が複数の産地それぞれにおいてグリーンな飼養体系を検討する場合は、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (4) 都道府県知事が各産地の飼養条件等を考慮した上で特に必要と認める場合に限り、当該都道府県内の複数の産地において、同一の畜種かつ同一の環境にやさしい飼養技術を取り入れたグリーンな飼養体系を検討し、産地ごとに1地区として事業実施計画を提出することができる。
- (5) 第2号から前号までのいずれかに該当する場合は、地区ごとにグリーンな飼養マニュアル及び産地戦略を策定することとする。

2 事業成果の普及・情報発信

都道府県（普及組織）は、都道府県内の他産地への普及に向けて、作成した飼養マニュアルに基づいて技術指導を行う等により、本事業における取組内容を積極的に周知・情報発信すること。

また、農林水産省が本事業の取組内容や成果について情報発信や普及を図ろうとする場合は、これに協力することとする。

別添1

用語の定義

1 グリーンな飼養体系

次の各号を満たす新たな飼養体系をいう。

- (1) 次項に定める環境にやさしい飼養技術を現在の飼養体系に新たに取り入れること。
- (2) 温室効果ガス発生量が現在の飼養体系と比較して増加しないこと。

2 環境にやさしい飼養技術

次の各号に掲げる温室効果ガスの削減に資する飼養技術をいう。

- (1) アミノ酸バランス改善飼料の給与
- (2) 牛の曖気中のメタンを削減する飼料添加物（3-ニトロオキシプロパノール又はカシューナッツ殻液）を含む飼料の給与
- (3) 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与
- (4) その他畜産由来の温室効果ガスの削減に資する技術

3 グリーンな飼養マニュアル

グリーンな飼養体系の普及を図るため、第1第2項の検証の結果を踏まえて作成するグリーンな飼養体系の実践・導入マニュアルをいう。

なお、グリーンな飼養マニュアルには、新たに取り入れる環境にやさしい飼養技術の普及に必要な情報のほか、必要に応じて飼養に係る留意事項を併せて記載するものとする。

4 産地戦略

グリーンな飼養体系の普及を図るため、第1第1項の検討を踏まえて策定する、本事業の目標年度の翌年度から5年間におけるグリーンな飼養体系の普及に係る指針・計画をいう。なお、産地戦略に記載する項目は、別添2に定めるとおりとする。

別添2

産地戦略に記載する項目

1 項目

- (1) 目指す姿
- (2) グリーンな飼養体系
 - ア 現在の飼養体系及び新たに導入するグリーンな飼養体系の概要
 - イ グリーンな飼養体系の取組頭数の目標
 - ウ グリーンな飼養体系に取り入れる環境にやさしい飼養技術の内容及び効果
 - エ ウの技術の効果の指標及び目指すべき水準
- (3) グリーンな飼養体系の導入・普及に向けた取組方針及び関係者の役割
- (4) その他

2 留意事項

前項第2号イの取組頭数の目標は、原則、事業実施年度より拡大するものとする。

別添3

費目	細目	内容	留意事項
備品費		・事業を実施するために直接必要な調査備品に係る経費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円未満の備品に限る。
賃金		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な事務機器、通信機器、農業機械・施設、農場等の借上げ経費	・農業機械・施設について、リースも対象とする。ただし、交付対象経費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な	

		試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な検証農場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るもの）を除く。） ・その他機器等の購入費又はリース料 	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う低廉な物品の経費（USBメモリ等の記録媒体、検証等に用いる低廉な器具等） 	
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に使用する自動車のガソリン代の経費 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・実費以外で支給する場合、旅費の算出根拠となる資料を添付すること。
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部分（事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託は、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り、実施できるものとする。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う

			場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	